

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 35 回食品表示部会

日時 : 2007 年 4 月 30 日 (月) ~5 月 4 日 (金)
 場所 : オタワ (カナダ)

議 題

1 .	議題の採択
2 .	部会に付託された事項
a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施について
3 .	コーデックス規格案における表示事項の検討
4 .	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン
a)	付属書 2 の改訂案：表 3 (ステップ 7)
b)	付属書 2 の改訂原案：表 1 (チリ硝石) (ステップ 4)
c)	改訂原案：エチレンの追加 (ステップ 4)
5 .	遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示
a)	包装食品の表示に関する一般規格の改正案 (遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品の表示に関する勧告案)：定義 (ステップ 7)
b)	遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関するガイドライン原案：表示規定 (ステップ 4)
6 .	包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示 (ステップ 4)
7 .	栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義原案 (ステップ 4)
8 .	規格化された食品の一般名称の他の食品への使用に関する討議資料
9 .	その他の事項及び今後の作業並びに次回会合の日程及び開催地
10 .	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2007 年 4 月 28 (土) に「包装食品の表示に関する一般規格の改正原案：原材料の量に関する表示」に関する作業部会、2007 年 4 月 29 日 (日) に「有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン」に関する作業部会が開催された。

第 35 回食品表示部会（CCFL）概要

1. 開催日及び開催場所

平成 19 年 4 月 30 日（月）～5 月 4 日（金）
オタワ（カナダ）

2. 参加国及び国際機関

79 加盟国、EC、27 國際機関（参加者総数 315 名）

3. 我が国からの参加者

農林水産省消費・安全局 表示・規格課長	新井 ゆたか
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室長	池田 千絵子
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課課長補佐	松岡 輝昌
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室 バイオ食品専門官	岩崎 容子
厚生労働省医薬食品局食品安全部参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局表示・規格課課長補佐 課長補佐	谷口 康子 植杉 紀子

4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

議題 2b) FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する世界的な戦略の実施

本部会では、2004 年 5 月の WHO 総会において採択され、生活習慣病の疾病率と死亡率の低減を目指した「食事、運動及び健康に関する世界的な戦略」の実施のため、FAO 及び WHO が事前に準備した新規作業案について議論された。

更なる検討が必要とされたものについては、次回第 36 回部会前に、カナダ、アルゼンチン及びドイツを共同議長とする作業部会において議論することとされた。当該作業部会では、①全ての包装食品に係る栄養表示の義務化、②栄養強調表示をした際に必須表示となる栄養成分リストの拡大、③栄養表示及び健康表示の表示方法に関する追加基準の策定、④果実、野菜、穀物、添加された糖類に係る量的表示について検討を行い、本部会が栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）との連携の上で実行すべき作業を明らかにすることとされた。

議題 4 有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン：付属書2 使用許可資材の見直し（ステップ7）他

会議に先立ち開催された作業部会で、①付属書2の表3（使用可能な食品添加物の表）パート1については昨年の部会で合意されたことが確認され、②同パート2に関して食品添加物の一般規格で認められた食品添加物については〔 〕を外しパート1に移動し、それ以外については引き続き各国からのコメントを受け付けることとし、③付属書2の表1（使用可能な肥料・土壌改良資材）にチリ硝石を追加することについては各国の合意が得られなかつたことから議論を打ち切ることとし、④使用許可資材としてエチレンを追加することについては、キウイフルーツとバナナの追熟に限ってステップ5に進めることとされ、部会でも合意された。①についてはステップ8での採択、③については作業の中断の決定を第30回総会に求めることがされた。

議題 5b) 遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品及び原材料の表示に関する ガイドライン原案：表示規定（ステップ4）

本ガイドライン策定については、1993年以降議論してきているものである。本年2月にオスロで開催された作業部会では、各国の遺伝子操作技術由来／遺伝子組換え食品の表示に対するアプローチが7タイプに分類され、今後の対応について9つの選択肢が同定された。

部会では、米国、豪州、アルゼンチン、チリ他数カ国が策定の中止を主張したが、多くのアフリカ諸国が作業の継続を主張し、これを我が国やEC他多くの国が支持したことから、最終的に継続することで合意が得られた。新たな特別作業部会は、ノルウェーの作業部会で副議長を務めたガーナにおいて来年初めに開催されることとなった。

また、遺伝子組換え食品の定義をステップ7、ガイドライン原案はステップ3とすること、ガイドライン原案の策定作業期限は4年間とすることが合意された。

議題 6 包装食品の表示に関する一般規格の改正原案:原材料の量に関する表示 (ステップ4)

第28回本部会(2000年)より「包装食品の表示に関する一般規格」の「原材料の量に関する表示」(セクション5.1)について、表示対象の拡大を検討している。

昨年の第34回会合の改正原案において〔 〕付きで残っていた「健康増進又は消費者誤認防止に必要なもの」及び「果実、野菜、穀物、添加された糖類を示すもの」は、他のガイドラインでカバーすべきとの意見が多く、削除するこ

とが合意された。

また、表示が義務付けられる「用語、写真、絵又は図柄によって表示上で強調されているもの」は、「流通される国で消費者に誤認を与えない場合は適用しない」とする除外規定が追加され、「食品の特徴付けにとって必須であって、混乱を招くおそれのある他の食品と区別するために必要なもの」は、「流通される国の消費者が当該原材料が含まれていることを想定しており、原材料量的表示がなければ混乱を招くおそれがあるもの」という条件等が追加され、改正原案はステップ5に進められることとされた。

議題7 広告に関する討議資料

本件は、第29回総会において採択された新規作業である。本部会では、カナダが提案した広告の定義原案をベースとして議論され、カナダ提案は範囲が広すぎること、また、本定義はあくまでも栄養・強調表示の使用のためのガイドラインの中での使用に限られるべきであるとの考え方から、メキシコが新しい定義原案を提案し、他国からも明確化のための修正提案が行われた。

部会は、本作業はあくまでも広告の定義を策定することであり、その定義は栄養・強調表示の使用のためのガイドラインの中での使用にとどまり、広告の規制などを議論するものではない旨を再確認し、新しく策定された定義原案をもってステップ5に進めることを合意した。

議題9 新規作業の提案（有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン付属書2表2からのロテノンの削除又は使用の限定）

前回部会において、我が国は、有機の原則に合致しないとして、農薬のロテノンを有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン中の使用許可資材から外すこと又は水系に入らないように限定をすることを提案し、今回部会に科学的データを追加して再提案することが要請された。

我が国が追加データとともに提案した内容に対し、ニュージーランド等からの支持は得られたものの、各国による内容の事前の精査を可能にするため、次回会合前に代替資材のデータを追加して討議資料として配布の上、新規作業として採択するか次回会合において議論することとなった。